

第1章 組織・処務

○猪名川上流広域ごみ処理施設組合事務局条例

（平成12年8月17日）
（条例第3号）

（設置）

第1条 管理者の権限に属する事務を処理するため、事務局を置く。

（職員）

第2条 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。

（任免）

第3条 事務局の職員は、管理者がこれを任免する。

（分掌）

第4条 事務局の分掌は、管理者が定める。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、平成12年8月11日から適用する。